

# 公益社団法人燈光会定款

大正13年10月13日制定  
昭和19年 6月10日改正  
昭和22年 1月28日改正  
昭和28年12月22日改正  
昭和31年 6月 8日改正  
昭和33年 6月26日改正  
昭和35年 7月 4日改正  
昭和45年 6月26日改正  
昭和47年 4月25日改正  
昭和47年 8月23日改正  
昭和48年 1月12日改正  
昭和51年10月28日改正  
昭和53年 4月26年改正  
昭和58年 6月20日改正  
昭和61年 6月22日改正  
平成12年 5月30日改正  
平成13年 6月14日改正  
平成19年 6月27日改正  
(施行日 平成19年6月30日)  
平成23年 6月 8日改正  
(施行日 平成25年4月 1日)  
平成26年 6月17日改正  
(施行日 平成27年4月 1日)  
平成27年 6月26日改正  
(施行日 平成27年11月1日)  
令和 5年 6月22日改正  
(施行日 令和 5年6月22日)

# 公益社団法人燈光会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人燈光会(以下「本会」という。)と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、総会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も、同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、わが国航路標識事業の健全な発展に資するため、地域社会と連携し、当該事業の発達の助成、周知啓蒙及び調査研究を行うとともに、航路標識事業関係者の資質の向上及び福祉の増進を図ることによって、わが国海運の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 航路標識事業の発達の助成
- 二 航路標識事業に関する周知啓蒙
- 三 航路標識事業についての調査研究
- 四 航路標識事業に対する功績顕著な者の表彰
- 五 航路標識事業関係者の資質の向上及び福祉の増進
- 六 その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び諸外国において行うものとする。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、次の5種とし、名誉会員及び賛助会員以外の会員をもって正会員と称し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- 一 普通会員 航路標識事業関係者(航路標識事業に現在従事する又は過去に従事した者)で、入会した個人
- 二 一般会員 航路標識事業について関心があり、本会の発展に寄与と思われる者で、入会した個人
- 三 団体会員 航路標識事業について関心があり、本会の発展に寄与と思われる者で、入会した団体
- 四 名誉会員 学識経験ある者及び航路標識事業について功労があると認められる者で、理事会が推薦した個人

五 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、同一事業年度に一定額以上の寄附金を拠出した個人又は団体とし、賛助会員に関し必要な事項は理事会の決議を経て、会長が別に定める

(会員の資格の取得)

第6条 正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 団体会員にあっては、団体の代表者として本会に対してその権利を行使する者(1人に限る。(以下「指定代表者」という。))を定めなければならない。

3 指定代表者を定め又は変更した場合は、速やかに別に定める指定・変更届を理事会の定めるところにより提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- 三 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- 四 会費を2年以上滞納したとき
- 五 総正会員が同意したとき
- 六 除名されたとき

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の決議に基づき、除名することができる。この場合、本会はその会員に対し、当該総会の7日前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

- 一 本会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき
- 二 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 役員の選任又は解任
  - 二 役員の報酬等の額
  - 三 定款の変更
  - 四 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
  - 五 解散及び残余財産の処分
  - 六 会員の除名
  - 七 その他総会で決議するものとして法令で定められた事項
- （開 催）

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は毎事業年度1回6月に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- 一 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき
- 二 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集の請求があったとき

（招 集）

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の14日前までに通知を発しなければならない。

（電子提供措置）

第15条の2 本会は、総会の招集に際し、総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、前条第3項の通知に際して社員に対し議決権行使書面を交付するものとする。

（議 長）

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第14条第2項の規定により招集された臨時総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（議 決 権）

第17条 総会における議決権は、各正会員1個とする。

（決 議）

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。ただし、書面表決等により総会の開催前に役員を選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られている場合であって、議長が役員を選任議案を一括で決議することを出席正会員に諮り、それに異議が出ない場合は一括決議できるものとする。
- 4 理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、当該正会員は出席したものとみなす。
- (議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所
  - 二 正会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること)
  - 三 審議事項及び議決事項
  - 四 議事の経過の概要及びその結果
  - 五 総会に出席した理事、監事及び議長の氏名
  - 六 議事録作成に係る職務を行った者の氏名
  - 七 その他法令で定められた事項
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
  - 3 第1項の議事録は、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

## 第5章 役員等

(役員を設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事6人以上9人以内
  - 二 監事2人以内
- 2 理事のうちから会長及び副会長を各1人置く。
  - 3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。
  - 4 代表理事以外の理事のうち専務理事及び常務理事を各1人置く。
  - 5 前項の専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第二号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員以外から理事及び監事を選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事又は本会の使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（役員職務及び権限）

第23条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

3 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

4 前3項の理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

5 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

一 財産及び会計を監査すること

二 理事の職務の執行を監査すること

三 法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

四 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を認めるときは、これを理事会に報告すること

五 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集が発せられない場合は、理事会を招集すること

（役員損害賠償責任の一部免除）

第24条 本会は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合は、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

（役員任期）

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第21条で定めた役員員数が欠けた場合は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員解任）

第26条 役員は、総会の決議に基づいて解任することができる。

（役員報酬等）

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬等を支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第28条 本会に、任意の機関として顧問及び名誉顧問(以下「顧問」という。)を5人以内置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者及び航路標識事業功労者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長又は理事会からの諮問に応じ参考意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 総会の目的である事項
- 二 本会の業務執行の決定
- 三 理事の職務の執行の監督
- 四 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき
- 二 理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- 三 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事が招集したとき
- 四 第23条第6項第五号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

(招集)

第32条 理事会は、前条第三号の規定により理事が招集した場合又は第23条第6項第五号の規定により監事が招集した場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第二号又は第四号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、役員の中員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第23条第6項第五号の規定により招集された理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の議事録は、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

## 第7章 委員会

(委員会)

第36条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第37条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 会費
- 三 寄付金品
- 四 財産から生ずる収入
- 五 事業に伴う収入
- 六 その他の収入

(財産の管理)

第38条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て別に定める。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第41条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 六 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号の書類については、定時総会に報告するものとし、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。

3 主たる事務所に第1項の書類のほか、次の書類を5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 理事及び監事の名簿
- 三 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第四号の書類に記載するものとする。

## 第9章 事務局

(事務局)

第44条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員又は嘱託を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 本会は、総会による決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合であつて、本会の権利義務を承継する法人が公益法人でない場合には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併

の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第十七号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第十七号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、平成27年11月1日から施行する。
- 2 この一部改正は、令和5年6月22日から施行する。